

ひめネット(検)第 22 号  
令和 4年 8月 3日

## 申入書

〒615-8245

京都府京都市西京区御陵大原1-49

株式会社ファーマフーズ

代表取締役 金 武祚 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号 大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体です。

貴社が、特定商取引法に関する法律(以下「特商法」といいます。)の規定に基づき、電話勧誘販売において消費者に交付する書面(以下「貴社法定書面」といいます。)について、当法人は、下記のとおり特商法上問題があると考えております。直ちに、貴社法定書面を適切に改訂いただきますよう、ここに申し入れを行うものです。法令を遵守することは、消費者とのトラブルを回避することになり、貴社発展のためにも資するものです。ご検討のうえ、貴社の見解や対応につき令和4年8月31日までに当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

貴社は、真実はサプリメント定期購入の勧誘であるのにそのことを秘して、ループ購入勧誘のチラシを配布し、消費者から貴社に電話をかけさせています(以下「本件販売方法」といいます。)。これは、特商法第2条第3項、特商法施行令第2条第1号により、特商法上の電話勧誘行為に該当し、電話勧誘販売における規制を受けます。

電話勧誘販売において、特商法第18条第5号、特商法施行規則第20条により、事業者に対し、いわゆるクーリングオフ制度(特商法第24条)により契約を解除することができる旨の通知が義務付けられています。ところが、貴社法定書面では、

クーリングオフ制度が利用できる対象者を「弊社または関連会社から発信したお電話にて商品をご購入された方へ」としており、消費者から貴社に電話をかけた場合を除外しています。つまり、本件販売方法により貴社と契約を締結した消費者に対しては、クーリングオフ制度を利用できる旨の通知がなされていません。そのため、本件販売方法の消費者に対して、適法なクーリングオフ制度の通知がなされていない以上、クーリングオフの期間制限（特商法第24条ただし書き）が始まらないと考えざるを得ません。

何より、本件販売方法の消費者は、貴社との契約を解約しようと思っても、貴社法定書面により、消費者から電話をかけたためクーリングオフ制度は利用できないものと誤解し、クーリングオフ制度の利用を諦めることとなります。これは、契約解除に関する事項について、故意に事実を告げていないともとらえかねず、特商法第21条第2項に該当する可能性があります。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277